

KOREDA を核とした情報システムに対する  
情報セキュリティ対策構築支援業務 一式

評価選定要領

平成 30 年 12 月



独立行政法人 国立高等専門学校機構

本資料は、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)が調達する「KOREDAを核とした情報システムに対する情報セキュリティ対策構築支援業務」に係る入札の評価に関する基準について述べたものである。

### 1. 入札価格の評価方法

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に、入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

### 2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別添の評価項目及び得点配分基準/加点付与基準(以下「評価基準」という。)に基づき、以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が機構としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

(1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、評価基準に記載する必須の基礎点を与え、更に、それを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。

(2) 仕様書に記載する技術等の要求要件(以下「技術的要件」という。)を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

### 3. 得点配分

| 区分 | 価格点 | 技術点(加点) | 合計  |
|----|-----|---------|-----|
| 配点 | 135 | 270     | 405 |

### 4. 総合評価の方法

(1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、「1. 入札価格の評価方法」により得られた入札価格の得点に、「2. 技術等の評価方法」により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た値をもって行い、当該数値の最も高いものを落札者とする。

① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。

② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

(2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

# 「KOREDAを核とした情報システムに対する情報セキュリティ対策構築支援業務」に係る加点項目

| 評価項目(要求要件)   | 評価点 | 評価観点                                      |
|--|-----|---|
| 4.3.2. リスクアセスメント(なお、リスクアセスメントにおいては、次の点に十分に留意できると判断できる場合は加点する。)   |     |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティに関連した既存の規定類や関連ドキュメントの確認、精査、担当者へのヒアリング、対策状況の分析等を行い、リスクアセスメントに反映させること。</li> </ul>   | 70  | 10  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクアセスメントの分析には、セキュリティ上の懸念事項だけではなく、リスクレベル、必要対策(必須対策、推奨対策等)を報告書に分かりやすく取りまとめること。</li> </ul>  |     | 10  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>国内外で活用されている下記情報セキュリティガイドライン等の要素を複数取り入れ、客観的かつ網羅的な観点で対策状況を評価すること。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>The CIS Critical Security Controls for Effective Cyber Defense (CSC 20)</li> <li>JIS Q 27001 (ISMS, Information Security Management System)</li> <li>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(NISC)</li> <li>サイバーセキュリティ経営ガイドライン(経済産業省)</li> <li>NIST Cyber Security Framework(NIST CSF)</li> <li>Strategies to Mitigate Targeted Cyber Intrusions (DEFENCE SIGNALS DIRECTORATE)</li> <li>地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(総務省)</li> </ul> </li> </ul> |     | 20  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティ確保のための対策をNISTのCyber Security Frameworkに準じた5分野(特定・防御・検知・対応・復旧)、22項目(カテゴリ)以上からなる網羅的な観点で評価し、当機構における対策状況を可視化して、分かりやすく整理すること。</li> </ul>   |     | 10  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>対策状況の評価には、数値または段階的な評価基準があること。</li> </ul>  |     | 10  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>対策分野の評価は、技術的、組織的、物理的、人的要因を考慮した分析を行うこと。</li> </ul>   |     | 10  |
| 5.1. 業務の実施体制(本業務を担当する受託者の体制が下記条件を満たしている場合加点する。)  |     |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>情報システムに対するリスクアセスメント業務の経験が過去3年以内に10回以上あること。</li> </ul>   | 50  | 10  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>本業務を実施するにあたり、2年以内にCSIRT運営のアドバイザリ業務、又はCSIRT構築業務もしくはリスク評価業務の経験があること。</li> </ul>   |     | 10  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティ及びサイバーセキュリティの情勢や技術動向について、十分な知識と経験を有していること。</li> </ul>   |     | 10  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>中央省庁または公共団体等におけるCISO(最高情報セキュリティ責任者)またはCISOに準ずる経験がある者をプロジェクト体制に含めること。</li> </ul>   |     | 10  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の責任者及び担当者は、下記資格のいずれかを有していること。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>CISSP(Certified Information Systems Security Professional)</li> <li>CISA(Certified Information Systems Auditor、公認情報システム監査人)</li> <li>CISM(Certified Information Security Manager、公認情報セキュリティマネージャー)</li> <li>システム監査技術者試験(IPA)</li> <li>情報処理安全確保支援士(IPA)</li> </ul> </li> </ul>   |     | 10  |
| 5.5. 提案内容のプレゼンテーション  |     |   |
| <p>プレゼンテーションにより、4.3.1、4.3.2、4.3.3、4.3.4、5.1、5.2について、評価する。</p>  | 150 | 4.3.1<br>1位30点、2位20点、3位10点、4位以下0点(相対評価)   |
|  |     | 4.3.2<br>1位30点、2位20点、3位10点、4位以下0点(相対評価)   |
|  |     | 4.3.3<br>1位30点、2位20点、3位10点、4位以下0点(相対評価)   |
|  |     | 4.3.4<br>1位30点、2位20点、3位10点、4位以下0点(相対評価)   |
|  |     | 5.1と5.2<br>1位30点、2位20点、3位10点、4位以下0点(相対評価) |
| 合計点  | 270 |   |